

広島県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年六月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山尾道線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
尾道市西藤町字入六清水九一五番一地从先から 尾道市西藤町字入六清水九一六番二地先まで		新	一四・八〇 一五・〇〇	一一・〇〇	幅員減少 不用物件延長 一一・〇〇メ ートル
		旧	一五・二〇 一七・六〇	一一・〇〇	